

相続時精算課税制度と特定事業用資産の減額特例

Q : 事業承継のため、相続時精算課税制度を利用して自社株を後継者である子供に贈与したいのですが、この場合、私の相続時に特定事業用資産の減額特例を適用することはできますか？

A : 適用することはできます。

【解説】

特定事業用資産の減額特例とは、被相続人の親族が取得した特定同族会社株式について、相続税の課税価格を計算する場合において、その一定割合を減額するというものです。

ただし、この特例は、相続時だけでなく生前に事業承継のために子に贈与をして相続時精算課税制度の適用を受けた場合にも適用があり、その場合には、贈与時の時価をベースとして、特定同族会社株式の10%相当額を減額して相続税の課税価格に算入することが認められています。

これは、この制度が、中小企業者等の事業承継を円滑に進めることを目的として制定されたものであることから、相続時精算課税制度を選択したことで適用が受けられないこととなりますと、制度の効果が減殺されてしまうからです。

なお、特定事業用資産の減額特例の他に、小規模宅地等の減額特例がありますが、この特例の場合は取得原因が相続又は遺贈に限定されていますので、相続時精算課税制度で対象となる小規模宅地等を贈与してしまうと、相続時に特例の適用を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

